

<参考>

「東京ベイエリアビジョン」(仮称)の検討に係る官民連携チーム設置要綱

平成30年10月3日制定 30政計計第260号
令和元年5月31日改正 31政計計第59号

(名称)

第1条 東京ベイエリアビジョン(仮称)の検討に係る提案を行う機関として、「東京ベイエリアビジョン(仮称)の検討に係る官民連携チーム」(以下「官民連携チーム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 官民連携チームは、東京2020大会後の東京の臨海地域において、東京ひいては日本の成長を創り出す場所とするため、行政と民間が連携して各種検討を行い、「東京ベイエリアビジョン(仮称) 庁内検討委員会」(以下「庁内検討会」という。)へ提案を行うことを目的に設置する。

(組織)

第3条 官民連携チームは、総括会議と3つのワーキンググループ(以下「WG」という。)をもって構成する。
2 総括会議は、コーディネーターと各WGの座長を持って構成し、庁内検討会への意見提案を行う。
3 総括会議には、官民連携チームを総括するコーディネーターを置く。
4 WGは、「魅力あるまちづくりWG」、「活力と躍動感のあるまちWG」、「最先端技術のまちWG」の3つとする。
5 各WGには座長及び副座長を置き、別紙のとおり民間メンバーと東京都技術会議の協力のもと庁内関係局から推薦のあった者で構成する。
6 座長はメンバーの互選により選出し、副座長は座長の指名により選任する。
7 総括会議の議事はコーディネーターが進行する。コーディネーターが欠席する場合は、各WG座長の中からコーディネーターが指名した者がその職務を代理する。
8 各WGの議事は座長が進行する。また副座長は座長を補佐し、座長が欠席するときはその職務を代理する。

(運営)

第4条 総括会議については、コーディネーターが各WGの座長を招集する。また、各WGについては、各座長が招集する。

- 2 官民連携チームは、必要があると認めるときは、別表に示すメンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 官民連携チームの資料及び議事録については原則として公開とし、コーディネーター、または座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 WGメンバーが事情により欠席する場合、欠席するメンバーが事前に指名する者をWGに出席させることができる。当該出席者は、欠席したメンバーからの情報を参加メンバーへ提供するとともに、WGの活動結果について欠席したメンバーへ伝達する。
- 5 総括会議及びWGへの出席等、官民連携チームに係る用務を行った者並びに第2項及び第4項の規定により総括会議及びWGに出席した者に対して、都の基準により定める謝礼金を支払うことができる。

(事務局)

第5条 官民連携チームの庶務は、主として政策企画局計画部計画課において処理するものとし、都市整備局都市づくり政策部開発企画課及び港湾局総務部企画計理課が共同事務局として庶務を補佐する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、官民連携チームの運営に必要な事項はコーディネーター及び座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

(別紙)

「東京ベイエリアビジョン」(仮称)の検討に係る官民連携チーム メンバー

コーディネーター	
千葉大学大学院 工学研究院 教授	村木 美貴
魅力あるまちづくりWG	
東京大学大学院 工学系研究科 准教授	中島 直人
建築家 Atelier Tsuyoshi Tane Architects 代表	田根 剛
三井不動産株式会社	佐藤 堅志郎
三菱地所株式会社	毛井 意子
住友不動産株式会社	側嶋 秀明
森ビル株式会社	赤堀 泰郎
都庁若手職員	3名
活力と躍動感のあるまちWG	
首都大学東京大学院 都市環境科学研究科 准教授	岡村 祐
アートディレクター 株式会社 goen° 主宰	森本 千絵
外国人有識者 アンスティチュ・フランセ日本 メディア&音楽担当	シリル・コピーニ
地方創生イノベータープラットフォーム INSPIRE 代表理事 BBT 大学 経営学部グローバル経営学科 学科長・教授	谷中 修吾
都庁若手職員	3名
最先端技術のまちWG	
東京大学大学院 工学系研究科 教授	松尾 豊
メディアアーティスト	落合 陽一
株式会社 Preferred Networks 代表取締役社長 最高経営責任者	西川 徹
株式会社 Hub Tokyo 代表取締役	槌屋 詩野
都庁若手職員等	4名

(敬称略)